

平成30年度「若年技能者人材育成支援等事業」推進計画

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっている。

このため、「若年技能者人材育成支援等事業」を推進することにより、若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成等を図ることを目的とする。

(地域における技能振興事業)

区 分	事 項
1. 技能五輪全国大会の予選の実施等	<p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施 都道府県協会が独自の選考基準にて推薦する職種のうち、次の職種について技能五輪全国大会の予選大会として実施する。 開催時期：平成30年10月 実施職種：造園 参加者数：5名(予定)</p> <p>(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 中小企業等からの参加については、経費負担が大きいこともあり、参加選手の旅費及び選手の指導者の旅費及び工具の運搬費を援助し、中小企業等の参加を促進する。 ・技能五輪全国大会 参加職種：造園・日本料理 参加者数：7名(予定) ・若年者ものづくり競技大会 参加職種：造園、木材加工、電子回路組立て 参加者数：6名(予定)</p>
2. ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組	<p>(1) ものづくりマイスター、ITマスター及びそれ以外の熟練技能者の活用 ① イベントの実施 (ア) 鳥取県技能振興フェアの開催 熟練技能者の製作実演や作品展示、ものづくり体験、職種紹介等を内容としたものづくりを身近に感じ、触れて、体験できるものとする。 開催時期：平成30年11月上旬の1日間 来場者数：1,500名以上 体験教室：5職種以上とし1,000名以上の参加 PR方法：折込みチラシ、業界団体機関誌等で宣伝を企画する。</p>

区 分	事 項
	<p>(2) 技能競技大会展の実施 ブロックごとのイベントに際しては、センター、幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組む。</p> <p>(3) 技能士展の実施 ブロックごとのイベントに際しては、センター、幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組む。</p> <p>(4) 技能伝承に取り組む企業の好事例発表及び意見交換 技能伝承の好事例となる取組を行う企業について、その取組を発表し参集者との意見交換を行う。</p> <p>(5) 「地域発！いいもの」応援事業の実施 いいもの申請の受付及び委員会への提出等を行う。</p>

(ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務)

区 分	事 項
1. ものづくりマイスター等の開拓	<p>企業・業界団体の訪問等により、「ものづくりマイスター」及び「ITマスター」候補者にかかる情報収集等(掘り起こし)を行う。 双方ともに、西部地区での活動増加を目標に関係先への巡回を強化し、推進に努める。</p>
2. ものづくりマイスター等への説明	<p>認定を受けたものづくりマイスター及びITマスターには、実技指導等に当たる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知する。 ただし、ITマスターが小中学校へ派遣される場合又は高校へのサイバーセキュリティ関係の講義を行う場合については、免除基準に該当する場合であっても、教材の利用に関するマニュアル等を配布するとともに、講習の進め方等について説明を行う。</p>
3. 申請書類の取りまとめ	<p>申請の確定を頂いた都度訪問し、記載方法及び添付書類等の確認を行うなど事務処理を支援し、申請書類はコーナーがとりまとめセンターへ提出する。</p>
4. ものづくりマイスター等に対する研修	<p>新たに認定された「ものづくりマイスター」及び「ITマスター」に対して、実技指導の結果報告の作成方法等を含む指導技法等講習を実施する。 特に、「ITマスター」の指導技法等講習講師の養成を行う。</p>

(ものづくりマイスター等の活用に係る業務)

区 分	事 項
1. 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	<p>① コーナーにおける相談・援助 相談窓口において若年技能者の人材育成に係る取組み方法・訓練施設等のコーディネート、実技指導等の相談・援助並びに「ものづくりマイスター」及び「ITマスター」の派遣のコーディネート等を行う。</p> <p>② 企業・工業高校等の要請に応じて「ものづくりマイスター」及び「ITマスター」の派遣を行う。</p>
2. ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施	<p>① 中小企業に対してものづくりマイスターを派遣する。</p> <p>② 業界団体に対してものづくりマイスターを派遣する。</p> <p>③ 工業高校等学校(公共職業能力開発施設を除く。)にものづくりマイスターを派遣する。</p>
区 分	事 項
3. 「目指せマイスター」プロジェクト	<p>(1) 「ものづくりの魅力」発信</p> <p>① 学校の授業等への講師派遣 県教育委員会等と連携し、学校の授業等にもものづくりマイスターを派遣し、ものづくりの魅力を発信する。</p> <p>② ものづくりマイスターによる講義を伴う児童・生徒を対象とした事業所等の見学 県教育委員会等と連携し、小学校の生徒を対象としたものづくりマイスターの勤務場所等の見学をものづくり魅力講座と組み合わせて実施する。</p> <p>③ 学校の教師、児童・生徒の保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」講座等への講師派遣をする。</p> <p>(2) 「ITの魅力」発信 学校の授業等への講師派遣(児童・生徒を対象) 地域の教育訓練機関関係者からの要請に基づいて、学校の授業等にITマスターを派遣し、「ITの魅力」を発信する内容の講師として活用を図る。</p>

区 分	事 項
	(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」の発信 ・サポステからの要請に応じて実施する。
	(4) ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習 ・学校等の要請に応じて実施する。

(地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営)

区 分	事 項
1. 連携会議の設置	<連携会議構成委員> 鳥取労働局、県教育委員会、県商工労働部、県商工会議所連合会、 県商工会連合会、県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、 高齢・障害・求職者雇用支援機構、県産業人材育成センター、県 技能士会連合会 以上 10 団体で構成する。
2. 連携会議の開催回数	年間 2 回（6 月・12 月）実施する。

(全国斉一的な事業展開)

区 分	事 項
1. 全国会議の開催等による センター・コーナー間の連 携の強化等	センターとコーナーが密接に連携し、円滑に全国斉一的な事業 展開を図るため、全国会議やブロック会議の開催等により、業務 方針確認・徹底、実務ノウハウの向上・共有等を図る。

(その他)

区 分	事 項
1. 地域に対するサービス 提供方法	鳥取県職業能力開発協会にコーナーを設置する。